

# 「液化石油ガス充てん設備保安検査」を受検しました!!!

当社は、バルクローリーを2台保有しています。同2台は、液石法(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)における「充てん設備」に該当します。同法第37条の6第1項(保安検査)では、「充てん設備」の定期的(年1回)な保安検査の受検を定めています。

今般、9月20日(火)~21日(水)の2日間の日程で、指定保安検査機関である斎藤高圧(株)による保安検査を受検し、指摘事項もなく無事終了しました。

同保安検査は、液石法に係る技術上の基準に適合していることを確認するとともに、液化石油ガスに係る事故の発生を未然に防ぐことを目的として行われます。

同保安検査を毎年受検することを通じて、液化石油ガスに係る事故の発生を未然防止に努め、今後とも、お客様から選ばれるLPガス配送会社を目指して参ります。



今後とも事故発生の未然防止に努め、お客様から選ばれるLPガス配送会社を目指します。